

死刑執行に関する会長声明

2015年（平成27年）12月22日

兵庫県弁護士会

会長 幸 寺 覚

〈声明の趣旨〉

当会は、12月18日に行われた死刑執行に対し強く抗議し、死刑執行の停止を求めるとともに、死刑制度に関する情報の公開及び有識者会議のすみやかな設置等を行い、国民の議論の場を設けることを求める。

〈声明の理由〉

2015年（平成27年）12月18日、2名に対する死刑が執行された。本年6月25日に1名に死刑が執行されて以来であり、今回の執行を含め、現政権下では計8回で14名に死刑が執行されたことになる。また、この度の死刑執行には、裁判員裁判にて死刑を言い渡された死刑囚の執行としては初めてとなるものが含まれている。

死刑制度については、その存置に賛成する立場、反対する立場の双方から、様々な論拠が示されてきたが、死刑が、人間存在の根元である生命そのものを奪い去る冷厳な刑罰であることは疑いのない事実である。しかるに、死刑を決する刑事裁判は誤判のおそれを完全には払拭することができず、現に、戦後の日本で発生した死刑えん罪事件は、司法当局が認めただけでも4件が存在しており、2014年（平成26年）3月27日には、袴田事件について、再審を開始し、拘置の執行を停止する決定がなされ、改めてえん罪による誤った死刑執行のおそれが現実にあったことが示された。万一、無実の人に死刑を執行してしまえば、国家による取返しのつかない人権侵害となる。

また、国際社会に目を向けると、第二次世界大戦後、死刑の廃止や執行停止を行う国が増加し、既に、世界の3分の2以上の国々が、死刑を既に廃止ないし停止している。隣国である韓国においても1998年以降死刑の執行を停止しており、事実上の廃止国とされている。国連総会は、2012年12月、「えん罪で死刑が執行されれば取り返しがつかない。死刑が犯罪抑止効果を持つとの確実な証拠もない。」と指摘し、死刑廃止を視野に執行を停止するよう求める決議案を採択したほか、国際人権（自由権）規約委員会は、日本に対し、「世論調査の結果にかかわらず、死刑制度の廃止を前向きに検討」すべきとの勧告を行った事実がある。

以上の事実に加え、我が国は裁判員制度において国民の司法参加が実現し、裁判員は現に死刑を含む量刑判断に参加していることから、死刑制度に関する情報を広く国民に公開し、死刑制度に関する情報の周知と議論を開始することは、喫緊の課題である。当会も、201

3年（平成25年）2月に日本弁護士連合会が法務大臣宛てに要請したとおり、死刑制度の廃止について全社会的議論を開始すべく、存置、廃止、中立の各立場から人選された有識者会議の設置を要請する。多くの国民が死刑制度の存在を支持しているという死刑存続の根拠も、必要な情報を提供しないままの世論調査の結果と言わざるを得ず、情報公開については、2010年（平成22年）に東京拘置所の刑場が公開されて以来十分な進展がなく密行主義が続いており、また、死刑に代わる無期刑や終身刑の議論も十分なされていないのが現状である。

死刑判決に関与する裁判員が、その後の人生に大きな負担となる可能性が存するという点にも鑑み、死刑制度の在り方について広く冷静に議論を進めるため、死刑の執行は、速やかに停止されなければならない。刑事訴訟法において、刑罰の執行が一般に検察官の指揮のみをもって行いうるのに対し、死刑の執行については法務大臣の命令によるものとされている（刑事訴訟法475条1項）趣旨は、死刑執行の可否については法務大臣の高度な人道的、政治的判断を許容するためであり、死刑に関する全社会的議論がなされている間は死刑の執行を停止することは許容されていると考えられる。また、同条2項は、死刑執行の命令につき「判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。」と定めているが、これは訓示規定であり（東京地方裁判所平成10年3月20日判決）、執行停止の妨げにはならない。

当会においては、国民的議論が十分尽くされるまで死刑の執行を停止することを求める旨の声明を、過去繰り返し公表してきたところ、現政権が再び死刑の執行を行ったことは極めて遺憾であり、強く抗議する。当会は、重ねて、死刑制度に関する情報の公開、有識者会議の設置及び死刑執行の速やかな停止を強く求めるものである。

以 上